

令和6年度 第2回富山県最低賃金専門部会議事録

1. 日 時

令和6年7月29日（月） 9：30～11：45

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員 長尾部会長、堀岡部会長代理、高倉委員
労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員
事務局 倉重労働基準部長、成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 金額審議
- (2) その他

5. 資 料

別添のとおり

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、第2回富山県最低賃金専門部会を始めさせていただきますと思います。

本日は、専門部会委員9名全員の御出席をいただき、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を長尾部会長にお願いいたします。

[長尾部会長] それでは、令和6年度第2回富山県最低賃金専門部会の議事に入ります。

本日は2回目の部会審議ですが、全会一致での結論を目指し、合意形成に向け御協力をお願いします。

なお、1回目の審議でお示ししたとおり、公労使三者での協議は公開、公労・公使での二者協議は非公開とします。

まず、議事1の最低賃金改正の影響率について事務局から説明をお願いします。

[成田賃金室長] 最低賃金改正による影響率について説明いたします。

まず、言葉の定義ですが、影響率とは最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合、つまり、賃上げが必要となる労働者の割合です。

一方、改正前にすでに最低賃金を下回っている労働者の割合を未満率と言います。

それでは、お手元の資料No.4の総括表(1)を御覧ください。これは、今年度、実施した最低賃金に関する基礎調査の回答から集計したものです。対象事業所は、富山県内に所在する、製造業及び情報通信業で規模100人未満、これ以外の業種では原則規模30人未満

の事業所です。

総括表の一番上の行を御覧ください。左から時間当たり所定内賃金額(3手当を除く)、累積労働者数(累積構成比)、規模別、年齢別とあります。

時間当たり所定内賃金額(3手当を除く)は、回答のあった今年6月の賃金から、精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当を除いて、それを時間単価に割り戻した額です。

その右横の累積労働者数(累積構成比)として上下2段で数字が並んでいます。

例えば時間当たり所定内賃金額の950円の右横上段の累積労働者数欄には15,031という数字があります、これは時間当たり1円から950円の間で働く労働者数の累計となります。そして、下段カッコ内の累積構成比は、合計の労働者157,893人に占める割合で、この数値が影響率あるいは未満率となります。

影響率、未満率は、確認したい金額の一つ下の階層の累積構成比を見ることとなります。

例えば、今年度の改正額が960円とした場合の影響率は、その一つ下の階層である959円の行の累積構成比が影響率を示しており、影響率は10.4%となります。

また、現在未満率は、現行最低賃金額の1円下947円の行を御覧いただいて、2.2%ということが分かります。

資料No.5を御覧ください。こちらは過去5年の最低賃金改正の際の影響率を記載しています。近年は引上げ額の上昇に応じて影響率も増加しており、昨年の影響率は17.1%でした。

以上です。

[長尾部会長] ただ今の事務局からの説明につきまして、御質問はありますでしょうか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾部会長] それでは、議事2の労使各側の基本的主張についてに入ります。

これより労使各側から、今年度の地域別最低賃金改定に係る基本的主張をお伺いしたいと存じます。

まず、労働者側からお願いします。

[石田委員] 私の方から労働者側としての基本的主張を申し上げたいと思います。まずは、本年度の審議に対する基本的な考え方についてです。この度中央最低賃金審議会は、令和6年度地域別最低賃金改定の引上げ額の目安の審議において、各ランク同一の50円を示しました。議論は、労働者の暮らしを守る必要性に共通認識を持ち、最終段階では、消費者物価の上昇が続いている状況下での労働者の生計費や賃上げの流れの維持・拡大、地域間格差の課題に焦点を当てる中で結審に至ったものと受け止めております。また、審議状況は、例年以上に社会的な関心が向けられ、1,000円という水準ラインへの意識がより強まったとも認識をしております。

本年度の富山県最低賃金の審議にあたっては、物価高に賃金が追いついていない現状を十分ふまえ、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを重視するとともに、春以降に広がる賃上げの流れを県内全体に波及させること。そして、地域間の額差の是正を図ることも前

向きな結論を見出したいと考えております。

あわせて、物価も賃金も継続的に上昇する新たな時代に移行しているという現状認識の下で、今年度の富山県（地域別）最低賃金の金額改正には、労働者側として次の具体的な主張点をもって着実な引上げを求めたいと考えます。

主張点一つ目は、物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の生活の維持・向上を図るため、最低賃金の絶対水準を確保する必要があるということです。

厚生労働省が発表した直近の毎月勤労統計調査では、2024年5月の実質賃金は、前年同月比で26か月連続マイナスとなりました。

また、本審議会資料による消費者物価指数の推移では、令和4年から急激な上昇基調を辿り、今年に入り上昇スピードは緩やかになったものの、依然として高水準であり、全国の値を上回って推移しております。また、標準生計費も上昇傾向で推移している現状にあります。

この間の継続的な物価上昇は、勤労者世帯の家計を圧迫し続けていますが、とりわけ、生活必需品の値上がりが顕著であり、最低賃金近傍で働く者の生活は厳しさを増していると考えております。最低賃金近傍で働く者の多くは、最低賃金が改定されないと賃金は据え置かれる立場の弱い労働者であり、今次改定により疲弊する生活の改善に十分な対応が求められると考えております。

今年度の最低賃金の引上げにあたっては、働く者・生活者のセーフティーネット機能を果たすため、そして、暮らしの安心・安定が見込める絶対水準の確保のため、昨年を上回る大幅な引上げ改定が必要であり、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとして最低賃金法第1条の内容を果たすべく十分な対応を図らなければならないと考えております。

主張点二つ目は、最低賃金の引上げ幅については、本年の賃上げ状況とともに、地域間格差は正分を反映する必要があるということです。

連合富山の本年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し経済社会のステージ転換をはかるための正念場と位置付けて取り組んできた結果、1992年以来の高水準の賃上げの実現を公表しております。

7月1日時点の回答集計では、定期昇給とベースアップを含めて、加重平均で13,009円、時間額換算78.4円で、4.99%の賃金引上げとなります。99人以下の規模でも加重平均で9,384円、時間額換算56.5円の賃金引上げと、昨年を大きく上回る結果が出ております。このことは、各組合において物価高による暮らしへの影響や産業・企業・職場の課題、社会全体での賃上げの必要性、将来の成長につなげる人への投資の重要性等、本年の春季生活闘争に問われた意義を企業側と真摯に向き合い、労使協議を重ねた結果として捉えております。

賃上げの流れは、春以降、連合富山の組合員のみならず、県内で働く者に広がってきたと認識しておりますが、最低賃金近傍で働く者にも確実に行き届かせる必要があり、本年の高水準の賃上げ状況をふまえた最低賃金の改定が必要だと考えております。

あわせて、都市部等の金額が高い地域との地域間格差是正も十分考慮しなければならないと思います。地域間の額差の固定化、あるいは拡大は、県外への労働力の流出を助長す

るものとして是正が必要であります。このことは、地方の審議に委ねられた重要な検討要素の一つとしてとらえておりました、共通認識を図ったうえで、本年の改定では着実に前進させたいという思いがあります。

主張点三つ目は、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を一層進めなければならないという点です。

第1回目安に関する小委員会の資料において、パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金の推移が示されております。富山県の募集賃金は、上昇傾向にあり地域別最低賃金を大きく上回っております。人材の確保・定着への対策から、賃金の引上げが求められる現状を表しており、最低賃金を含む賃金水準の底上げの必要性は、実情を捉えたものとして認識し、この後しっかりと進めなければならないと考えます。

一方で、中小企業・小規模事業者における賃上げのための環境整備の促進と支払能力の改善はさらに重要さを増すものと考えております。取引先企業への価格転嫁や賃上げ分に対する財政支援等が促進されなければなりません。

そのためにも労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知徹底や実効性の向上、パートナーシップ構築宣言の普及促進、中小企業・小規模事業者への各種支援策の活用促進等に向けて、関係者が連携・協力し働きかけを一層強めていく必要もあると考えております。

以上により、今年度の審議に臨んでいきたいと考えますが、公益側・使用者側の委員の皆様と議論を尽くし、あるべき水準への引上げと早期発効をめざしていきたいと考えます。

以上、労働者側からの基本的主張ということで述べさせていただきます。

[長尾部会長] ありがとうございます。続きまして、使用者側からお願いします。

[寺山委員] 私の方から述べさせていただきます。はじめに、先般閣議決定しました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版、そして先日、中賃の目安小委員会が示した、富山が該当するBランク引上げ額 50 円など世の中の大きな流れと昨年度の最賃審議を振り返りコメントさせていただきます。

まず、政府の実行計画 2024 改訂版を見ますと昨年の最低賃金の全国加重平均は 1,004 円となり、目指していた全国加重平均 1,000 円を達成、引上げ額も全国加重平均で 43 円と過去最高の引上げ額となり、今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、生計費、賃金、支払い能力の3要素も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使による地方最低賃金審議会で議論し、2030 年代半ばまでに 1,500 円となる目標をより早く達成できる様、官民連携し努力すること、最賃の地域間格差の是正を図ることとあります。これは、逆算すれば毎年最低 50 円以上の引上げをする宣言であり、それが実現出来ない地域は努力が足りないと言われていたとも受け取れます。マスコミ各社、全国紙や地方紙には、時給、上げ幅とも過去最大、富山県 998 円と審議前にもかかわらず、既に目安ありきといった報道もされていることに、使用者側としては大変な違和感を覚えざるを得ません。

また、7月24日の中賃小委員会報告の地方最低賃金審議会への期待等の記載には、中賃の目安は、地賃の審議決定を拘束するものではない。地域のデータに基づいて見極めつつ、

地方の自主性を発揮することを期待するが、今回の中央で目安額を決めた意味合いには、配意すること。特に中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議結果を重大な関心をもって見守るとの記載も不自然さを感じます。

昨年度の審議を振り返ってみますと、3要素の中でも、とりわけ物価高騰による生計費の上昇が重視され、過去最高となる最低賃金大幅引上げとなりました。

この富山県でも目安額を下回ることなく引上げ額 40 円、4.41%と過去最大の引上げとなりました。

その結果、全国での影響率は 21.6%に達し、日本商工会議所が本年 1 月に実施した調査でも現在の最低賃金額を負担と感じる企業は 65.7%と前年から 10.3 ポイント増加、業務改善助成金の 2023 年度利用実績も件数では前年の 2.4 倍、執行額で 3.3 倍と急増しています。

これらのデータは、昨年度の最低賃金大幅引上げによる企業経営への影響の大きさの一つの表れとも言えます。

使用者側としては、足元の物価上昇や人材確保・定着の観点からも今年度の最低賃金の引上げの必要性、さらには、最低賃金の地域間格差の是正の観点も踏まえた検討を求められていることも認識しております。もちろん、政府の見解・実行計画は尊重していますし、本年度も、政府からの新しい資本主義や骨太の方針 2024 等への配意が求められていることは、承知しております。

しかしながら、全ての企業に例外なく、かつ、罰則付きで適用される最低賃金・セーフティーネットの引上げは、春季労使交渉の各企業の企業努力・経営判断による賃金引上げとは、意味合いが全く異なります。

ここ数年、物価と賃金の上昇局面が続き、賃上げへの社会的な期待感が高まる中で、中央や地方の最低賃金審議が、引上げ方向に加熱し、データに基づく冷静な審議が損なわれることがないように強くお願いをしたいと思います。

御存じのとおり、最低賃金制度は、最低賃金法第 1 条に規定されているとおり、賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネットであって、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではありません。加えて、同法第 9 条には、地域別最低賃金の決定にあたっては、地域における労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならないと明記されています。

これら 3 要素の足元の状況をみてみますと生計費については、全国の 5 月の消費者物価指数(持ち家の家賃を除く総合)は、3.3%、富山市の直近 6 月では、3.2%と引き続き高い水準にあります。使用者側としても、物価高騰が続く現下の局面においては、最低賃金近傍の給与で働く人の可処分所得に対する物価の影響については十分考慮すべきと考えております。

賃金については、経団連による中小企業の賃上げ率は 3.92%、日商のパート・アルバイトの賃上げ率は 3.43%、また、日本商工会議所の調査では 74.3%の企業が、今期の賃上げを実施または実施予定と回答するなど中小・小規模事業者を含め、賃上げの動きは着実に広がっています。

企業の賃金支払い能力については、中小企業庁の中小企業景況調査令和 6 年 4 から 6 月期では、全産業の業況判断 DI は▲15.7 と大きな改善はみられず、原材料・商品仕入れ単価 DI は 70.3 と依然高い水準にあります。また、同時期の富山県の中小企業の業況判断 DI

でも全産業のDIは▲17.2、前期差は▲3.7、製造業が▲28.2、前期差▲8.8、非製造業が▲12.9、前期差▲2.6と全国と同様マイナス値であります。

他方で日商調査による賃上げ率の分布をみると5%以上の賃上げが24.7%に達する一方、賃上げ率1%未満が19.5%、そして賃下げが5.2%であり、この合計が同じく24.7%となり、企業の対応には二極化の傾向が見られます。また、賃上げを実施する企業についても、そのうちの59.0%は業績改善が見られない中でいわゆる防衛的賃上げであります。こういった厳しい人手不足の中でも賃上げに取り組むことのできない企業が相当数存在する背景には、価格転嫁の問題があります。取引価格の適正化については官民を挙げて様々な取組を進めているものの、未だ道半ばという状況であります。こうした状況下での最賃引上げによるコスト増は、特に価格交渉力の弱い零細企業にとっては死活問題となってしまいます。

富山県経営者協会でも毎年定期調査として会員企業へ春季賃金改定状況調査を実施し、先般公表していますが、最終集計としては、加重平均で12,395円、改定率4.39%という結果でした。数値としては以上ですが、傾向として今年は改定率の低い業種の回答率が悪く、逆に改定率が比較的高い業種は回答率が良いといったことから世間並の改定率に極端に届かない企業は、回答されていない為、実態は数値が示しているより低いということも想定しています。

こういった企業状況の中、7月1日に日本銀行富山事務所公表の県内企業の景気概況をみてみますと富山県の景気全体判断は、回復に向けた動きがみられていると直近春の判断の据え置きとなっております。投資は、先行きは復旧需要等が見込まれるものの、足元は減少していると記載されています。

富山県の全規模・全産業の業況判断DIを時系列で見ますと3か月前の3月期は+5に対し、直近の令和6年6月期は+10と改善が見られますが、3か月先の9月期は、+2と下がっており決して力強い景気回復が実態として出ているとは言えません。

今年度の審議会では、使用者側としては、最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解をしており、先の最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す賃金改定状況調査の結果、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視し、公益・労側の委員の皆様と中小企業の実態や地域経済の実情を踏まえ、慎重な審議を求めたいと思います。私からは、以上です。

[長尾部会長] ありがとうございます。労使各側からデータを交えて非常に丁寧な御説明をいただきました。公益委員としましては、ただ今述べていただいた内容に事務局からの資料も交えて理解し、審議に当たっていきたくと考えております。現状に関して労使各側におかれましても、3要素に関するデータを使われて、その背景等踏まえて、かなり詳細に説明いただけたと思います。私も労使各側の意見を今後の審議につないでいきたくと思いますので、この後整理をさせていただきたいと思います。

それでは、今ほどの基本的主張を踏まえて、全体で意見交換を行いたいと存じます。基本的主張の追加や、生計費、賃金、経営環境などデータによる補足などあれば、お話しただければと思います。

労働者側、いかがでしょうか。

[労働者側委員] 特にありません。

[長尾部会長] 使用者側、いかがでしょうか。

[使用者側委員] 特にありません。

[長尾部会長] 労使各側の基本的主張をお聞きしましたので、これから金額審議に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、二者での審議を行います。労働者側からお話を伺いますので、使用者側は控室でお待ちください。傍聴人は退出してください。

(傍聴人退室)

(二者審議)

(傍聴人入室)

[長尾部会長] 部会を再開いたします。先ほどの使用者側からの御質問や御意見に対して、労働者側に説明をしました。労使各側から御主張を伺いましたが、双方の主張にはまだ隔たりがございます。しかしながら、まだ調整の余地もあるように思われますので、第3回の専門部会を開催して再度審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、次回は7月31日(水)9時30分から、この会場で部会を開催し、再度審議を行いたいと存じます。

次回は全会一致で結論が得られますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

そのほかに何かございますでしょうか。なければ、本日の審議はこれで終了させていただきます。

なお、議事録確認担当委員は、私のほか、

労働者代表委員からは、石田委員

使用者代表委員からは、寺山委員

のお二人にお願いします。

以上で、本日の審議を終了します。お疲れ様でした。